

港区ファミリー・アテンダント事業（見守り訪問）業務委託事業候補者に係る質問及び回答

| No. | 資料名           | 該当箇所          | 質問内容                                                                                                                                       | 回答                                                                                    |
|-----|---------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 募集要項          | 2ページ目<br>19行目 | （7）個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、プライバシーマークを取得していること。と記載がある一方、仕様書14（5）ではプライバシーマーク又は、同等の認証機関が定める資格と記載があります。ISO27001の取得のみでは該当にならないのでしょうか。 | 募集要項の記載と仕様書の記載が矛盾している部分がありました。個人情報保護に関する資格に関しましては、ISO27001を取得していれば、募集要件に該当すると判断いたします。 |
| 2   | 募集要項          | 5ページ目<br>11行目 | 企画提案書及び補足資料等の各資料の作成については、グラフや図を用いての作成は認められますか。                                                                                             | グラフや図を用いて作成していただいて問題ございません。                                                           |
| 3   | 募集要項          | 5ページ目<br>12行目 | 用紙サイズA4、文字サイズ11ポイント以上の2項目以外に行間や間隔、余白は自由に変更してもよろしいでしょうか。また、様式6～9の資料の下部分に記載されている※は削除して作成してもよろしいでしょうか。                                        | 変更していただいて問題ございません。様式6～9の※の部分も削除して作成していただいても結構です。                                      |
| 4   | 事業候補者<br>選考基準 | 2ページ目<br>全体   | 主な評価項目ごとにおける得点配分と総得点（満点）についてご教示ください。                                                                                                       | 現時点で得点配分及び総得点のお伝えはできません。<br>事業者選定後に評価項目の内容及び得点配分や総得点等、港区ホームページにて公表いたします。              |
| 5   | 事業候補者<br>選考基準 | 4ページ目<br>3行目  | 評価条件及び提出書類における評価条件に対しての得点配分と総得点（満点）をご教示ください。                                                                                               | 現時点で得点配分及び総得点のお伝えはできません。<br>事業者選定後に評価項目の内容及び得点配分や総得点等、港区ホームページにて公表いたします。              |
| 6   | 事業候補者<br>選考基準 | 5ページ目<br>1行目  | 障害者雇用の評価条件に対しての得点配分と総得点（満点）をご教示ください。                                                                                                       | 現時点で得点配分及び総得点のお伝えはできません。<br>事業者選定後に評価項目の内容及び得点配分や総得点等、港区ホームページにて公表いたします。              |

|    |               |                |                                                                                                                                                   |                                                                                                  |
|----|---------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 事業候補者<br>選考基準 | 5 ページ目<br>10行目 | 環境配慮に対する評価に対して各認証・各認定における得点配分と総得点（満点）をご教示ください。                                                                                                    | 現時点で得点配分及び総得点のお伝えはできません。<br>事業者選定後に評価項目の内容及び得点配分や総得点等、港区ホームページにて公表いたします。                         |
| 8  | 事業候補者<br>選考基準 | 5 ページ目<br>20行目 | 災害協定活動に対する評価における得点配分と総得点（満点）をご教示ください。                                                                                                             | 現時点で得点配分及び総得点のお伝えはできません。<br>事業者選定後に評価項目の内容及び得点配分や総得点等、港区ホームページにて公表いたします。                         |
| 9  | 仕様書           | 1 ページ目<br>5行目  | 3 の履行場所について、養育者の自宅等となっていますが、その他のケースも想定されていますか。                                                                                                    | 育児用品の手渡しも兼ねるので原則、養育者の自宅を想定しています。<br>ただし、養育者の希望や状況によって自宅以外の場所に訪問する可能性もあります。その際は、区と協議の上対応していただきます。 |
| 10 | 仕様書           | 1 ページ目<br>9行目  | 4 の対象者について、令和6年3月31日以前に生まれた乳児は対象ではない認識でよろしいでしょうか。<br>また、その場合、初回対象者は約200名（令和7年4生まれ）から始まり、毎月約200名ずつ増加して、最終的に令和8年4月で対象者が2,400人になりますがお間違いございませんでしょうか。 | 令和6年3月31日以前に生まれた乳児は対象になりません。<br>各月最大2,400人訪問を実施していただく想定になります。                                    |
| 11 | 仕様書           | 1 ページ目<br>12行目 | 令和7年度、8年度は遡及の影響があるかと思いますが、令和8年度以降も月2,400人でよろしいでしょうか。                                                                                              | 令和7年度の実績に応じて、予定対象件数を変更する場合がございます。                                                                |
| 12 | 仕様書           | 1 ページ目<br>14行目 | 5 の予定対象件数について、申請案内、利用承認、未申請者への再通知等含むとありますが、申請案内は2,400件×12回として、利用承認未申請者への再通知については作業予定数、予定回数（月1回等）どの程度を見込まれていますか。                                   | 現時点では、2,400件の内、約8割が利用すると見込んでおります。そのため年間に約2割の480件に再通知していただくことになります。（通知頻度は未定）                      |

|    |     |               |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                            |
|----|-----|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 仕様書 | 2ページ目<br>7行目  | 通知の発送業務について、制作する印刷物の詳細をご教授ください。                                                                                                                                                                                  | 特段指定はございません。対象者に本事業の周知及び案内を発送していただければ問題ございません。作成された通知書類は区で確認をさせていただきます。                                    |
| 14 | 仕様書 | 2ページ目<br>11行目 | 7（2）の④について、利用承認通知について目的及び頻度をご教示ください。                                                                                                                                                                             | 区が事業を実施するにあたり、申請があった場合は承認及び不承認の結果通知を相手方に通知する必要があります。紙での発送でもメールでの通知でも可能とします。頻度につきましては適宜実施していただければと思います。     |
| 15 | 仕様書 | 2ページ目<br>18行目 | 7（3）見守り訪問について、対象家庭に訪問した際の滞在時間はどの程度を想定されていますか。                                                                                                                                                                    | 概ね5分程度と考えております。ただし、季節や時間、場所に応じて養育者及び対象乳児の負担にならないように行っていただければと思います。                                         |
| 16 | 仕様書 | 2ページ目<br>20行目 | 7（3）①のチェックリストについて、様式7における記載内容と重なる可能性があります。一方で仕様書3ページ目の7（12）において見守りチェックリストの作成が使用に含まれています。受注者側でチェックリストを作成する場合、チェックリストでの家庭状況の把握は既にチェックリストに反映すべき項目と考えられます。どのように理解すべきか補足願います。                                         | チェックリストにつきましては、現時点で貴社がどのようなチェックリストを想定しているかによります。その想定されているチェックリストの項目以外にどのようにして家庭状況を把握するか様式7にご記載いただければと思います。 |
| 17 | 仕様書 | 2ページ目<br>24行目 | 7（3）③のおむつ等育児用品の提供について、育児用品との引き換えのみに設定した「電子クーポン」をお届けすることに代替可能でしょうか。<br>また上記代替が不可能な場合、見守り訪問と育児用品提供を同時に実行する必要がある為、育児用品運搬用の車両が必要となります。法令遵守のため、車両は常に移動可能な状態を維持する必要があり、そのため車両にはドライバーの待機が必要となりますが、この業務設計に相違ございませんでしょうか。 | 電子クーポンに代替はできません。<br>その際育児用品運搬用の車両が必要になる場合は、法令遵守の範囲内にて実施してください。（車両内のドライバー待機、駐車場に停めるなど）                      |

|    |          |                |                                                                                                                                         |                                                              |
|----|----------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 18 | 仕様書      | 2 ページ目<br>25行目 | 7（3）④について、多胎児の場合、養育者一人につき24回等になる認識でよろしいでしょうか。                                                                                           | その場合でも、訪問は12回上限になります。ただし、育児用品の提供は乳幼児の人数分提供してください。            |
| 19 | 仕様書      | 2 ページ目<br>27行目 | 7（3）⑤について、貴区から受領する対象者データで多胎児であるか否かが判断できるという認識で相違ございませんでしょうか？<br>仮に上記のような状況でない場合、多胎児であるか否かの判断はどのように行うのでしょうか？                             | 適宜対象者の情報を提供する予定です。                                           |
| 20 | 仕様書      | 2 ページ目<br>33行目 | 7（4）について、港区内の中小企業からの商品調達とありますが、弊社で準備する育児用品類の中に該当商品含めておき自由に選択できるように設計・準備しておく、という考え方でよろしいでしょうか。                                           | ご認識の通りです。                                                    |
| 21 | 仕様書      | 4 ページ目<br>31行目 | 8 支払方法について、「契約代金は、業務の履行を確認した後、」とありますが、育児用品については訪問実績ベースと想定しています。一方で訪問に要する人件費については訪問実績ベースではなく準備・体制を整える為の計画ベースでのご請求と想定していますが問題ございませんでしょうか。 | 計画ベースでの請求はできません。支払方法につきましては、業務の履行を確認した後に、実績に応じて各月ごとにお支払いします。 |
| 22 | 様式 2     | 全体             | 記載できる担当者情報は 1 名のみでしょうか。2 名連名で記載することは可能でしょうか。                                                                                            | 可能です。                                                        |
| 23 | 様式 6 ～ 9 | 全体             | 指定された様式に加えて10枚程度の補足資料を提出することが可能という認識でよろしかったでしょうか。<br>その際、補足資料において図や表での補足は可能でしょうか。                                                       | 提出書類全体に加えて10枚程度の補足資料を提出することが可能です。<br>また、補足資料の図や表の使用も可能です。    |